

富士見市都市公園自動販売機設置事業者募集要項
(都市公園法の設置許可)

令和5年1月

富士見市

都市計画課

目 次

1	自動販売機設置事業者公募スケジュール.....	-1-
2	公募物件.....	-2-
3	応募資格要件.....	-2-
4	自動販売機設置条件等.....	-2-
5	応募申込手続.....	-3-
6	入札.....	-4-
7	許可予定者から設置事業者への手続き.....	-5-
8	許可予定者の決定の取消し.....	-6-
9	許可の取消し.....	-6-
10	その他.....	-6-
11	問合せ先.....	-6-

<様式>

・各種様式

- (1) 応募申込書 (様式第1号)
- (2) 入札書 (様式第2号)
- (3) 誓約書 (様式第3号)
- (4) 委任状 (様式第4号)
- (5) 質問書 (様式第5号)
- (6) 自動販売機設置に係る売上報告書 (様式第6号)

<別紙資料>

- ・別紙1 公募物件一覧表
- ・別紙2 都市公園における自動販売機の設置許可条件
- ・別紙3 仕様書
- ・別紙4 公園施設設置等許可申請書

富士見市は、都市公園の利用者の利便性向上を図ること及び自主財源確保を目的とし、都市公園において自動販売機の設置及び管理運営を行う事業者（以下「設置事業者」といいます。）を公募します。

自動販売機設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項を熟知の上、お申し込みください。

1 自動販売機設置事業者公募スケジュール

(1) 公募要項の公表

令和5年1月27日（金）から

市ホームページに掲載するほか、都市計画課窓口で配布します。

(2) 質問書の提出

令和5年1月27日（金）から令和5年2月6日（月）正午まで

※都市計画課へ提出してください。

（提出は、平日午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。）

※令和5年2月10日（金）まで回答します。

(3) 応募申込書の提出

令和5年1月30日（月）から令和5年2月13日（月）午後5時15分まで

※都市計画課へ持参してください。

(4) 入札

令和5年2月20日（月）午後2時

開札結果は、入札日翌日（予定）に市ホームページにて公表します。

(5) 設置許可申請

令和5年3月6日（月）までに公園施設設置許可申請書を提出してください。

(6) 自動販売機の設置期間

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで

2 公募物件

公募物件は、別紙1「公募物件一覧」のとおりです。

3 応募資格要件

次のすべての要件を満たす法人又は個人事業主に限り応募できます。なお、設置事業者として決定した後、当該要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 法人の場合は、埼玉県内に本店、又は支店を有すること、個人の場合は、富士見市に居住し業を営んでいること。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の申立をしていない者であること。
- (9) 県税及び富士見市税の未納がないこと。
- (10) 富士見市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）の規定に基づき、富士見市が設置事業者に対し、公園施設（自動販売機）の設置を許可する方法により行います。

(2) 設置許可

設置事業者から自動販売機の設置の許可申請を受け付け、市が申請に係る書類を審査して、別紙2「都市公園における自動販売機の設置許可条件」を付して許可します。

(3) 許可期間

許可の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。許可期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、富士見市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたと

き、設置事業者が許可条件に違反する行為を行ったとき、自然災害等により設置継続が困難となったとき、その他富士見市が必要と認めるときは、許可を取り消すことがあります。

(4) 占用料

占用料は、入札により決定した金額とします。

(5) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

また、引込柱やコンセント等に関する留意点については、別紙1「公募物件一覧表」のとおりです。

なお、電気料は、設置事業者から直接、電気事業者に支払うこととします。

(6) 許可面積

許可面積は、別紙1「公募物件一覧表」のとおりです。

(7) 設置条件

許可期間中は、別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機を設置し、管理すること。

また、設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、原状回復すること。その際の原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。また、申込みにあたっては、「富士見市都市公園自動販売機設置事業者募集要項」、「都市公園における自動販売機の設置許可条件」、「仕様書」の内容及び現地をよく確認の上お申し込み下さい。

(1) 提出方法

- ① 提出先 富士見市役所 都市整備部 都市計画課 公園・緑地グループ
- ② 提出期限 令和5年1月30日(月)から2月13日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- ③ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送またはファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

(2) 提出書類

- ① 富士見市都市公園自動販売機設置事業者応募申請書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第3号)
- ③ 事業者(会社)概要(形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。)
- ④ 設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法等が確認できるもの)
- ⑤ 3(5)に係る許認可等を受けていることを証明する書類の写し(許認可等を必要とする場合のみ)
- ⑥ 法人は法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人は住民票記載事項証明
- ⑦ 富士見市内に本店又は支店がある場合は、納税証明書、富士見市内に本店又は支店が無い場合は、法人県民税納税証明書

※各種証明書については、発行後3か月以内のものに限ります。

(3) その他応募に当たっての留意事項

- ① 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ② 提出書類の返却はいたしません。
- ③ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。
- ④ 提出書類の書換え、引換え又は撤回をすることはいたしません。
- ⑤ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(4) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

- ① 提出先 富士見市役所 都市整備部 都市計画課 公園・緑地グループ
- ② 提出期限 令和5年1月27日（金）から2月6日（月）正午まで
- ③ 提出方法 質問は質問書（様式第5号）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送またはファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。
- ④ 回答期間 令和5年2月10日（金）まで
- ⑤ 回答方法 すべての質問及び回答を富士見市ホームページに掲載します。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

- ① 日 時 令和5年2月20日（月）午後2時
- ② 場 所 富士見市役所 分館3階 会議室

※入札参加者が1者の場合であっても入札を実施します。

ただし、入札参加者が1者もない場合は入札を不調とします。

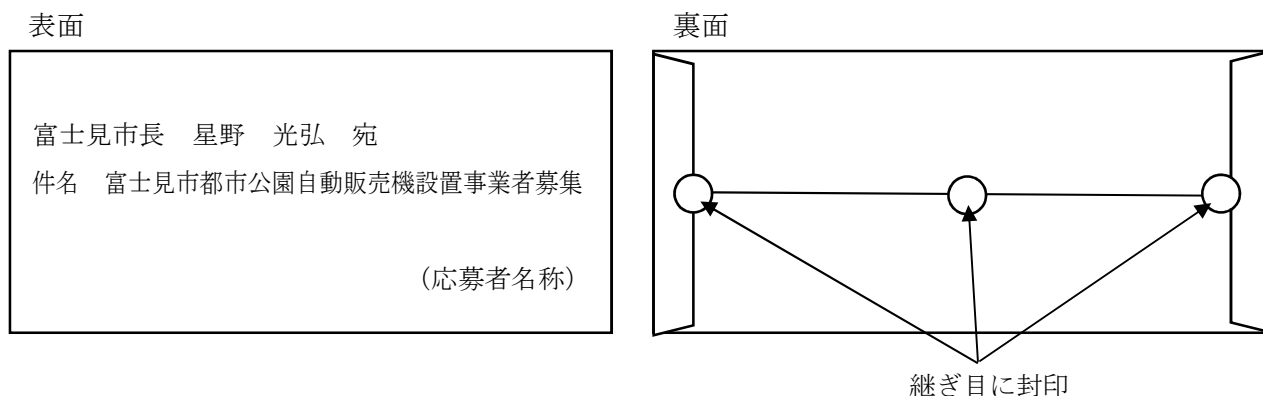
(2) 入札時必要書類

- ① 入札書（様式第2号）
- ② 委任状（様式第4号）（代理人により提出する場合）
- ③ 身分を証明するもの（自動車運転免許証、社員証等）

(3) 入札書等の提出方法

- ① 入札者又は代理人は、入札書（様式第2号）に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて封をしてください。封筒の表面には「富士見市長 星野 光弘 宛」「件名 富士見市都市公園自動販売機設置事業者募集」及び応募者名称を記入し、裏面は図のとおり封筒の継ぎ目に封印をし、入札会場において直接提出してください。
- ② 入札金額は、全物件の一括総額を年額で記載してください。
- ③ 落札決定に当たっては、10%を加算せず、入札金額をもって落札価格とします。
- ④ 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

<入札書の封筒記入例>



(4) 審査

- ① 審査は入札書等の提出締切り後、入札者立会いのもと、提出された入札書を開封し審査します。
- ② 応募資格者が審査に立ち会わないとき又は遅刻した場合は棄権とします。

(5) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札
- ③ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- ④ 記名及び押印のない入札額での入札
- ⑤ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ⑥ 入札書の金額表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ⑦ 最低価格未満の入札
- ⑧ その他入札条件に違反した入札

(6) 落札者の決定

- ① 富士見市が設定する最低価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者に決定します。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。
- ② 落札結果については、落札者名、落札金額を、決定しないときはその旨を富士見市ホームページで公表します。

(7) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

7 許可予定者から設置事業者への手続き

(1) 設置の許可申請

設置の許可申請及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(2) 占用料の納付

各年度、富士見市が発行する納入通知書により、富士見市の指定した期日までに当該年度の占用料を一括で納付していただきます。詳しくは別紙 2「都市公園における自動販売機の設置許可条件」をご覧ください。

8 許可予定者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可予定者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置の許可申請手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 許可予定者が応募者の資格を失ったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、許可予定者として相応しくないと富士見市が判断したとき。

9 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消します。

- (1) 許可期間中に、富士見市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと富士見市が判断したとき。
- (4) 「都市公園における自動販売機の設置許可条件」に定める義務を履行しないとき。

10 その他

- (1) 自動販売機の売り上げ状況（月毎の売上本数及び売上金額）を、年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに様式第6号により市へ報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、富士見市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、富士見市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。

11 問合せ先

富士見市 都市整備部 都市計画課 公園・緑地グループ

〒354-8511

富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話 049-251-2711（内線454）